

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第93号 令和7年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市教育委員会教育長
通知を受けた日	令和7年6月18日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されておらず、その督促も行われていない例が認められた。	令和7年 6月18日
2 収入事務（その2） 収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和7年 6月18日
3 収入事務（その3） 学校給食納付金（給食費）に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。	令和7年 6月18日
4 支出事務（その1） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和7年 6月18日
5 支出事務（その2） 就学援助費に係る支出事務において、支出負担行為及び支出命令が行われていない例が認められた。	令和7年 6月18日
6 契約事務（その1） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切でない例が認められた。	令和7年 6月18日
7 契約事務（その2） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和7年 6月18日
8 財産管理事務（その1） 備品管理に関する事務において、備品台帳が整理されていない例が認められた。	令和7年 6月18日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
9 財産管理事務（その2） 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和7年 6月18日
10 財産管理事務（その3） 郵便切手の管理に関する事務について、他の団体と郵便切手を貸借している例が認められた。	令和7年 6月18日
11 財産管理事務（その4） 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。	令和7年 6月18日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されておらず、その督促も行われていない例が認められた。</p> <p>※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条において、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないと規定されているが、令和6年5月10日付けの学校体育施設使用許可に係る運動場照明設備使用料は、納期限である同年6月3日（使用日の前日）までに納入されていなかった。【類例40件あり】</p> <p>また、納期限を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年6月23日まで）に書面により督促をしなければならないが、納付日（同年7月2日）まで督促が行われていなかった。【類例7件あり】</p> <p>なお、当該収入事務のうち、使用料の前納に関しては前回（令和3年度）及び前々回（平成30年度）、督促に関しては前回の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>設備の使用に当たっては、使用許可書及び金融機関の収入印が押印してある納入通知書兼領収証書（第15号様式）を学校に提示したうえで鍵の貸出しを受けるよう利用団体に通知していますが、一部取扱いが徹底されていなかったものです。また、未納者への督促漏れについては、市債権管理条例など関係規定に対する認識が不足していたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に収入済みであることから、是正措置を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>令和6年度使用分に係る未納はありませんでしたが、今後、同様の事例が生じないよう、貸出し時における「納入通知書兼領収証書（第15号様式）」の確認及び徹底について、改めて各学校に指示しました。</p> <p>また、督促状の送付については、市債権管理条例施行規則に基づき、納期限後20日以内の実施を徹底するため、徴収簿に督促状の発行期限欄を設けることとしました。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 公民館使用料として令和6年5月18日（土）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月20日（月）までに払い込ま</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>受領した現金を払い込むべき翌営業日（令和6年5月20日（月））は、1人勤務であったことから職場を離れることができず、翌火曜日に払い込むこととなってしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に払い込み済みであることから、是正措置</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>なければならぬが、同月21日（火）に払い込まれていた。【類例1件あり】 （夏井公民館）</p> <p>3 収入事務（その3）</p> <p>学校給食納付金（給食費）に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ 令和6年4月分の学校給食納付金（給食費）については、市学校給食共同調理場管理規則第6条第2項の規定により、納期限である同年5月10日（金）までに納入しなければならないが、遠野中学校においては、同日までに受領した現金が同月14日（火）に払い込まれていた。 （遠野中学校）</p> <p>【事例2】</p> <p>※ 令和6年4月分の学校給食納付金（給食費）として納期限（同年5月10日）後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならないが、平第一中学校においては、同年5月20日（月）に受領した現金を同月21日（火）までに払い込まな</p>	<p>を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>1人勤務とならないようなシフト調整に意を用いるとともに、やむを得ない事情により、指定金融機関等の翌営業日までに払い込みができないと判断された際には、当該公民館から中央公民館に速やかに連絡し、中央公民館が調整の上、管内公民館の対応可能な職員が指定金融機関窓口への払い込みを代行するなど、規定に基づいた適正な対応を徹底することとします。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>残り数名の集金を残すのみであったことから、全員分が集まってから納付しようと考えたため、期限を過ぎての納付となったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に払い済み済であることから、是正措置を行うことができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>市学校給食共同調理場管理規則第6条第2項の規定の内容を十分に理解したうえで、今後の事務に当たっては、校内の職員同士で情報共有を図り、納付にあたっては複数人で確認を行うなど、再発防止に努めることとしました。 （遠野中学校）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>他の校務処理に時間を費やしてしまい、指定金融機関の翌営業日以降の払い込みとなったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に納入済みであることから、是正措置を行うことができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>ければならないにもかかわらず、同月24日（金）に払い込まれていた。【類例4件あり】</p> <p>また、小名浜第二中学校、植田中学校、好間中学校及び田人中学校においても、同様の例が認められた。</p> <p>なお、事務の実態を踏まえて、真に必要であると認められる場合は、市財務規則第49条の3第2項の適用について、会計管理者と協議されたい。</p> <p>（平第一中学校、小名浜第二中学校、植田中学校、好間中学校、田人中学校）</p>	<p>納期限後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日まで会計処理を実行することを、校内の職員同士が再確認するとともに、納付にあたっては複数人で確認を行うこととしました。</p> <p style="text-align: right;">（平第一中学校）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>例年PTA総会終了後、4・5月分の2ヶ月分を合わせて集金し、未納家庭のチェックや督促通知作成等の事務処理に追われ、納入が遅れたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に納入済みであることから、是正措置を行うことができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>納期限後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日まで会計処理を実行することを、校内の職員同士が再確認するとともに、納付にあたっては複数人で確認を行うこととしました。</p> <p style="text-align: right;">（小名浜第二中学校）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>保護者から現金で納入された給食について、校長が不在のため、納入に係る決裁が受けられず、金融機関の翌営業日までに払い込むことができませんでした。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に納入済みであることから、是正措置を行うことができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>納期限後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日まで会計処理を実行することを、校内の職員同士が再確認するととも</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>に、納付にあたっては複数人で確認を行うこととしました。</p> <p>また、校長等不在時には、教頭が対応することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(植田中学校)</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>現金事故防止の観点から、現金を受領した当日中に金融機関への入金を中心に心がけていますが、口座届出印を管理している校長、事務職員の不在が続き、両者がそろわず払い込みが遅れたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に納入済みであることから、是正措置を行うことができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>納期限後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日まで会計処理を実行することを、校内の職員同士が再確認するとともに、納付にあたっては複数人で確認を行うこととしました。</p> <p>また、校長等不在時には、教頭が対応することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(好間中学校)</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>納期限を過ぎて受領した学校給食費等については、金融機関の翌営業日までに納入しなければならないことと認識していましたが、本校周辺には郵便局しかなく、金融機関の窓口営業は福島さくら農業協同組合の金融移動店舗車（毎週木曜日10時から11時30分まで）のみであるため、やむを得ないものと誤って理解していたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に納入済みであることから、是正措置を行うことができないものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ 公益財団法人いわき市潮学生寮運営費補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>	<p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>納期限後に受領した現金は、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日まで会計処理を実行することを、校内の職員同士が再確認するとともに、納付は複数人で確認を行うこととしました。</p> <p>一方で、最寄りの金融機関までは往復40分を要し、効率的とはいえないことから、市財務規則第49条の3第2項の適用について会計室と協議を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（田人中学校）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、補助金等交付申請書に同項第3号に掲げる前年度決算書を添えて、毎年4月末日（公益財団法人いわき市潮学生寮運営費補助金交付要綱（以下「潮要綱」という。）第3）までに提出しなければならないとされています。</p> <p>前年度決算書の提出は、毎年5月に開催される理事会で承認を受けた後となり、申請時は計数が決算書と同一である決算見込書にて対応してきたものです。なお、決定通知においては、前年度決算書の提出を求める旨の条件を付しています。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>前年度決算書を添付しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>令和7年3月に潮要綱の一部を改正し、令和7年度からの申請において、前年度決算書を省略させるとともに、前年度決算見込書を添付させることとしました。なお、理事会承認後（5月開催）の前年度決算書の提出については、引き続き補助金等決定通知書において条件を付すこととします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 支出事務（その2）</p> <p>就学援助費に係る支出事務において、支出負担行為及び支出命令が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 学校給食費に係る就学援助費は、市財務規則第70条第10号に掲げる扶助費のうち金銭とする給付に該当し、関係書類により支出の調査決定をすることができることから、市就学援助費支給要綱第7条第2項の規定により、学校長が要保護者又は準要保護者として認定された者から受領の委任を受けた上で、市学校給食共同調理場管理規則第6条第2項に基づき、学校給食共同調理場が指定する納期限までに委任代理人である学校長に支払わなければならない。</p> <p>しかし、令和6年6月14日付けで委任状の提出、同年7月8日付けで歳出予算の令達を受け、学校給食共同調理場から納入通知書が毎月送付されているにもかかわらず、監査実施時点（同年12月9日）までの間において、支出負担行為及び支出命令が全く行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（平第二中学校）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>教育委員会から令達を受けた歳出予算は、直接保護者や委任代理人口座へ入金されるものと理解していたため、再度学校で支出負担行為等を起票し、処理を進めるという認識がありませんでした。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>令和7年1月8日から3月24日にかけて順次、令達を受けた就学援助費について、委任代理人である学校長への支出処理を行いました。</p> <p>また、当該委任口座から、同年3月17日に7～12月分、3月28日に1～3月分の給食費について、学校給食共同調理場に納入しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>市財務規則及び学校教育課が作成している事務マニュアルの内容について、校内で再確認を行いました。また、今後の事務執行に当たっては、同課の指導を受けながら、校内において管理職など複数人でのチェック体制を強化し、再発防止に努めていきます。</p>
<p>6 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切でない例が認められた。</p> <p>※ 平南部学校給食共同調理場築造冷凍庫修理契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用した随意契約を締結したが、緊急性を立証する書類が添付されておらず、緊急を要する客観的な事実が認められなかった。</p> <p style="text-align: center;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>緊急の必要により競争入札に付することができず随意契約を締結しましたが、契約を急ぐあまり必要書類の添付を失念したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に修理が完了し、代金を支払い済みであることから、是正改善を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>今後につきましては、随意契約を行う場合は、契約課が示す随意契約に関する事務執行の</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>7 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、契約保証金の免除に関する手続が不適切な例が認められた。</p> <p>※ スクールカウンセラー設置事業業務委託に関する契約事務において、市財務規則第136条第6項第4号を適用し、契約保証金を免除しているが、過去2年間における契約実績は同号の要件を満たしていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（総合教育センター）</p>	<p>ための指針における留意事項を事前に十分確認するとともに、起工兼見積執行伺の段階で決裁者も含めて再度確認することにより、再発防止に努めていきます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則第136条第6項第4号の規定を認識していなかったことから、過去2年間の実績の確認が漏れてしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に業務が完了し、契約内容に添って履行されていたことを確認したため、措置を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>令和7年度の契約からは、市財務規則第136条第6項第10号（特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定を適用することとしました。</p> <p>また、類似事例の再発防止を図るため、契約保証金の要件確認のためのチェックリストを作成しました。</p>
<p>8 財産管理事務（その1）</p> <p>備品管理に関する事務において、備品台帳が整理されていない例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ 生涯学習課が管理している備品の中に、公民館及び文化センターで供用している備品が含まれており、備品台帳が整理されていなかった。</p> <p>なお、当該財産管理事務については、前回（令和3年度）及び前々回（平成30年度）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>備品管理システムにおいて、「備品所在場所」に実際に備品を所管している公民館名を入力したことで所管替えの処理が完了したものと誤って認識していたことによるものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>備品台帳（269件）の所管替えの申請を行い、令和6年度末までに作業を完了しました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。 (生涯学習課)</p> <p>【事例2】</p> <p>※ 学校教育課が管理している備品の中に、小学校及び中学校で供用している備品が含まれており、備品台帳が整理されていなかった。</p> <p>なお、当該財産管理事務については、前回（令和3年度）及び前々回（平成30年度）の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。 (学校教育課)</p> <p>【事例3】</p> <p>※ 学校支援課が管理している備品の中に、小学校、中学校及び学校給食共同調理場で供用している備品が含まれており、備品台帳が整理されていなかった。</p> <p>なお、当該財産管理事務については、前回（令和3年度）及び前々回（平成30年度）の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。</p>	<p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>生涯学習課において支出処理を行う際、当該備品を所管する公民館への所管替えまで、手続きを一貫して行うよう徹底することとします。</p> <p>また、課内において、公民館の備品に関する購入からシステム登録、所管替えまでの入力の手順等をまとめた業務マニュアルを作成し、担当者の変更に伴う事務処理の遺漏や過誤が生じないように、再発防止に努めます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>小学校及び中学校で供用する備品を学校教育課で購入した際は、所管換を行う必要がありますが、その処理を失念したことから発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>小学校及び中学校で供用している備品について、令和6年度中に所管換を行いました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>今後は、購入した備品の所管換の処理が漏れていないか、担当者を含めた複数人で定期的な確認を徹底します。</p> <p>また、購入からシステム登録、所管替えまでの入力の手順等をまとめた業務マニュアルを作成し、再発防止に努めます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>給食に関する備品を小・中学校及び学校給食共同調理場で使用する目的で購入・取得した際、備品管理システムで備品登録申請を行うにあたって、正しく所在場所を登録していなかったことによるものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>令和6年度中に所在が学校給食共同調理場となっているものの、学校支援課の所属と登録</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>(学校支援課)</p> <p>9 財産管理事務 (その2)</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、学校教育課では監査実施時点（令和6年11月11日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p>なお、中央公民館及び久之浜公民館においても、同様の例が認められた。</p> <p>(学校教育課、中央公民館、久之浜公民館)</p>	<p>されていた備品については、所管換を実施しました（計1,080件）。</p> <p>また、所在及び所属が学校支援課となっているもので、実際の使用が学校給食共同調理場である備品についても所管換を実施しました（計159件）。</p> <p>なお、令和7年度は上記以外に所属が学校支援課で所在場所が不明であった備品についても所在を調査の上、所管換または不用等申請処理を行いました（計43件）。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>今後においても、学校支援課で備品を取得し、学校給食共同調理場等に配備する際には、すみやかに備品登録申請を行うとともに、定期的実施状況について担当者を含めた複数人で確認を行うこととします。</p> <p>また、購入からシステム登録、所管替えまでの入力の手順等をまとめた業務マニュアルを作成し、再発防止に努めます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手管理簿に記載する際、十分に確認しないまま実際の使用枚数と異なる数量を記載したため、現物の数量と一致しなくなったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>記載内容を整理確認のうえ訂正し、切手の現物と管理簿を一致させました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>残数確認作業の負担軽減のため、令和7年度から管理簿に使用者名を記載する様式に変更するとともに、今後は実績に見合った適正な在庫数となるよう、可能な限り、料金別納または後納により行うことについて、所属職員の認識の共有を図りました。</p> <p>(学校教育課)</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>10 財産管理事務（その3）</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、他の団体と郵便切手を貸借している例が認められた。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵券受払簿については、これまで、手書き記載様式を用いていたため、計算ミス等を防ぐ観点からExcel様式を導入したところですが、手書き様式時の記載違い（1通分）に気づかないまま、新（Excel）様式に移行したため、枚数と金額に差異が生じたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>令和6年11月29日、記載内容を訂正し、郵券受払簿と在庫数が一致していることを確認しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>郵券を使用する際には、使用数と記載内容に間違いがないよう、確認を徹底するとともに、定期的に複数の職員で現物と管理簿が一致しているか確認するなど、適正管理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（中央公民館）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>令和6年10月1日に郵便料金が改定されたことに伴い郵便切手等管理簿の区分を変更する際、新たな郵便料金を基準に整理をしたため、郵便切手の現物と管理簿の区分に相違が生じたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>令和7年1月24日、郵便切手等管理簿の区分を現物の郵便切手ごとに整理し直し、管理簿と在庫数が一致していることを確認しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>定期的に複数の職員で現物と管理簿が一致しているか確認するなど適正管理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（久之浜公民館）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手等受払簿の確認を怠り、急ぎ発送の文書を出そうとしましたが切手が不足してい</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>※ 郵便料金の支払にあたって、郵便切手が不足していたことから、錦公民館に事務局が置かれているいわき市立錦公民館使用団体連絡協議会から、令和6年7月16日に郵便切手を借り受け、同月19日に返却していた。 (錦公民館)</p>	<p>たため、他団体より借用してしまったことによるものです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に借用した切手は返却しました。 〔改善措置を講じた内容〕 当該対応は、一時的な借り受けだったとしても借用したこと自体が不適切であったことから、今後は、他団体の事務を取り扱っているという認識を強く持ち、「他団体等の事務を明確に区分するため、切手の貸し借りは行わないこと」について、それぞれの管理簿に綴り込み、注意喚起を図ることとしました。</p>
<p>11 財産管理事務（その4） 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、PTA会費から令和6年5月10日に購入した郵便切手の受払いが同一の郵便切手等管理簿で整理されていた。 (磐崎中学校)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕 市財務規則第268条の規定を把握しておらず、市費購入分とPTA会費購入分の郵便切手を同一の郵便切手等管理簿で整理していました。 〔是正措置を講じた内容〕 会計別に郵便切手等管理簿を作成し、適正な状態にあることを確認しました。 〔改善措置を講じた内容〕 市財務規則の規定の内容を理解し、校内の職員同士で情報共有を図り、事務を明確に区分するなど再発防止に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	水道局
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第93号 令和7年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年6月12日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 契約事務 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。	令和7年 6月12日
2 財産管理事務 行政財産使用許可に係る財産管理事務において、使用目的が不適正な申請に対し使用許可を行っている例が認められた。	令和7年 6月12日
意見又は要望とする事項	
契約事務（設計単価等の誤りによる工事契約解除について）	令和7年 6月12日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 契約事務</p> <p>契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 水道メーター分解等業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていないかった。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該業務委託については前回の事務処理を参考に進めており、今回は設計額が30万円未満のため「予定価格書」の作成を省略できたことから、「予定価格及び概要設計書」にて設計書等の決定を受けていましたが、今回は設計額が30万円以上で「予定価格書」の作成を省略できない契約であったことから、「予定価格書」「設計書」を新たに作成した際に「設計書」に決裁欄の設定を失念しました。</p> <p>[是正措置を講じた内容]</p> <p>設計書に専決欄を加え、当該専決者である課長へ確認し、遡って専決を受けました。</p> <p>[改善措置を講じた内容]</p> <p>当該設計書様式に決裁欄を追加しました。他の業務委託契約においても、今後、同様の事案が起きないように根拠となる法令等を再度確認したうえ、担当者、係長、課長補佐等による再確認、課長による最終確認を徹底し、適正な管理に努めていきます。</p>
<p>2 財産管理事務</p> <p>行政財産使用許可に係る財産管理事務において、使用目的が不適正な申請に対し使用許可を行っている例が認められた。</p> <p>※ 本市水道局における行政財産使用許可については、市水道局公有財産規程第7条第1項各号及び行政財産使用許可の事務取扱基準において許可の範囲を規定しているが、許可の範囲を逸脱した個人的な使用目的による申請に対し許可を行っている例が認められた。【類例2件あり】</p> <p>なお、当該事例は、平成23年度及び平成30年度の定期監査においても是正改善を要する事項としている。</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該行政財産使用許可については、過去に発生した個別の事情を考慮して行っているものですが、当事務所での事務処理が局で定めた処理方針に沿っていなかったことから、不適正な許可の是正に向けた対応が不十分だったものです。</p> <p>[是正措置を講じた内容]</p> <p>令和6年度は許可済みであることから是正措置を講じることができないものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>については、財産処分に向けた具体的なスケジュールの策定や、使用者に対する土地の返還に向けた継続的な交渉など、不適正状態の早期解消に向けた取組みを速やかに検討されたい。</p> <p>(南部工事事務所)</p>	<p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>不適正状態の早期解消に向けて、今年度中に申請者宅を訪問して局の方針を説明し、次のとおり具体的な交渉を行うとともに、個別の事情に応じて猶予期間を提案するなど、必要な対応を行っていきます。</p> <p>畑として許可している事例については、当該申請者の意向を確認し、具体的な返還時期について協議を行い、早期の土地の返還を目指します。</p> <p>宅地として許可している事例については、接道や施設管理上の問題があり、現時点において分筆・売却が困難であると判断されることから、建物の撤去等の予定の有無を確認するとともに、定期的に申請者宅を訪問し状況を確認するなど、今後も不適正状態の解消に向けた継続的な対応を行います。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>契約事務（設計単価等の誤りによる工事契約解除について）</p> <p>水道局においては、令和6年3月8日と同年10月3日の短期間に2回、設計単価等の誤りによる工事契約解除についての記者会見を行っており、再び設計単価誤りによる契約解除を行った場合、水道局のみならず、市政全体の信頼をさらに損なう恐れがあると考えられる。</p> <p>このため、同年10月3日に行われた記者会見の際、今後設計担当する全職員に対し、改めて物価資料単価採用時の注意等を行うとともに、改正したチェックリストによる確認を徹底するとしている。</p> <p>また、水道局が設置した「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会」から、同年11月25日に「調査確認報告書」が提出され、その報告書の中では、当該案件の再発防止策として「違算により契約解除となった点」及び「職員による情報漏洩等が疑われた点」の2つの視点から検討し、「ハード面での取組」、「ソフト面の取組」、「制度面での取組」、「その他の取組」の4つに分けて整理し、改善措置として有効と考えられる再発防止策が例として提案された。</p> <p>監査委員からは定期監査の事情聴取時に、市として疑念を持たれているということに関して、同じようなことが起こりえないよう徹底した対策が非常に重要であり、近年まれに見る大きな疑義が生じているということを肝に銘じてほしいと伝えたところである。</p> <p>今に至るまで、水道局では昨今の働き手不足や働き方改革が叫ばれている中、職員に対する研修や設計単価等の確認作業に大きく労力を費やしており、信頼回復のため努力を続けている真摯な姿勢がみられる。</p> <p>また、市財政部と共同で、建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて、令和7</p>	<p>水道局では、調査確認委員会からの報告を重く受け止め、全職員が「他人事でなく自分事として水道局を改善する」という意識を持ち、改善措置として提案された再発防止策を参考として、改善に向けて取り組んでいます。</p> <p>ハード面においては、各課等で不足していた鍵付きロッカーの整備に加え、共有ロッカー等の施錠責任者を設置したほか、事業者等の執務室への立入禁止の貼紙を改めて掲示するなど、機密情報の管理を徹底するとともに、ソフト面においては、公正取引委員会から講師を迎えたコンプライアンス研修をはじめ、公益通報制度や不当要求行為等への対応に関する研修を、全職員を対象に実施するなど、職員の意識醸成を図っています。</p> <p>制度面においては、市長部局と連携して見直しに取り組み、令和7年度から、総合評価方式の拡充や変動型最低制限価格制度（ランダム係数）の導入などを実施したほか、「地域性等を考慮した入札の検討」等の提案を受け、一抜け方式や地域制限付き一般競争入札の導入など、水道局独自に、受注機会の拡大を図る見直しに取り組んだところです。</p> <p>今後におきましても、各課等における改善に向けた様々な取組を水道局内で定期的に共有し、さらなる改善に努めるとともに、内部統制制度を活用し、リスクの軽減を図りながら業務を効率的・効果的に執行できる体制の整備に努めるなど、市民の皆様に疑義を生じさせない適正な事務執行に、組織を挙げて引き続き取り組んでいきます。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>年4月から総合評価方式の拡充や変動型最低制限価格制度（ランダム係数）の導入などを実施し、談合や職員に対する不当な働きかけ等の不正行為の防止を図るとしている。</p> <p>今後においては、水道局のみならず市政全体の信頼回復に努めるため、「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会」からの再発防止策の提案について真摯に受け止め、水道局として必要な対策を講じることを望むものである。</p>	